

第2 6条(譲渡・解約等の通知)

1. お客様は、会社以外の者より契約物件に代わる物件を導入又は契約物件を他人に譲渡する等により契約物件の使用を停止する場合は、使用停止日の1ヶ月前までに、会社へ報告する旨を負担ものとす。
2. お客様は、前項の使用停止日まで未払いのコピー・ネット料金があつた場合、第17条に開くわらず、会社に対して直ちに支払う義務を負ふものとする。

第2 7条(利用目的)

お客様は、自らの事業において継続的に利用するために本サービス契約を締結していることを確認する。

第2 8条(債権譲渡)

お客様が本約款に基づき会社に対して負う債務を、弁済期が到来しているにも関わらず会社に支払わない場合、会社はお客様に対して有する債権を第三者に譲渡することができるものとす。

第2 9条(契約費用)

お客様は、印紙税、その他本約款に基づく契約締結に要する費用を折半して負担するものとする。

第3 0条(合意管辖)

本サービス契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専断合意管轄裁判所とするものとする。

第3 1条(信義誠実の原則)

本約款に規定な事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし両者協議の上解決するものとする。

以上

カウンターサービスシステム契約約款

第1条(定義)

- 契約書兼契約内容確認書(以下「契約確認書」といふ)に記載のお客様を「お客様」とす。
- 契約確認書に記載の販売店を「会社」とす。
- 以下の各号に定める「すわら」の商品のうち、契約確認書に記載の契約物件を「契約物件」とす。
 - 複写機
 - 複写機
 - 前2号の他、会社が認める商品
 - 前各号の付属品
- お客様が、契約物件のカウンター数に応じた料金を「カウンター料金」とし、これを会社に対して支払、会社がお客様に対して契約物件の保守サービスを提供するカウンターサービスシステムを「本サービス」とす。

第2条(適用範囲)

本約款は、会社がお客様に提供する本サービス及びこれに付随する商品に適用するものとする。

第3条(約款の変更)

会社は、お客様の同意を得ることなく、本約款を変更することができるものとする。

第4条(有効期間)

- 本サービスに関する契約(以下本サービス契約といふ)の有効期間は、契約物件の設置日に属する月の翌日から起算して2ヶ月間とする。
前項に定める有効期間に、有効期間満了日の60日以上前にお客様又は会社のいずれか一方から書面による別段の意思表示がない場合、有効期間満了日の翌日から24ヶ月間(以下「有効期間」といふ)に限り延長されるものとする。
- 前2項の有効期間中に、機械の廃棄、取り処分その他会社の責に帰せらざる事由により、本サービスの継続が不可能となつた場合、前2項の定めに関わらず、本サービス契約はその時点で終了するものとする。

第5条(中途解約)

会社は、お客様に対して書面によって通知することにより、本サービス契約を終了することができるものとす。

第6条(審査)

会社は、本所定の審査により適当と判断された場合に限り、本サービスを利用できるものとす。

第7条(カウンター料金及びその計算方法)

- お客様は、メンテナンス料金及び支払方法は契約物件一覧表に記載の金額(以下「カウンター料金」といふ)を支払ふことにより、本サービスの提供を受けるものとする。
前項に定める有効期間に、有効期間満了日の60日以上前にお客様又は会社のいずれか一方から書面による別段の意思表示がない場合、有効期間満了日の翌日から24ヶ月間(以下「有効期間」といふ)に限り延長されるものとする。
- 会社は、訪問による検計、電話による確認、若しくは他の会社が指定する方法によりカウンター数の確認を行うものとする。
- お客様は、会社の行うカウンター数の確認作業に全面的に協力するものとする。
- お客様の責に帰すべき事由により、会社が本条第2項の確認を行うことができない場合は、当社が最悪カウンター数(前回検計時のカウンター数)を算除した総カウンター数のカウンター料金を請求することができるものとす。お客様は、会社から請求されたカウンター料金を、会社に対して直ちに支払ふものとする。

第8条(消耗品等)

お客様は、緊急を要する場合は他の会社が必要と認める場合を除き、会社より契約物件に使用されたコピー・ネットの消耗品(コピー用紙を除く。以下「消耗品」といふ)の提供を受けるものとする。
お客様が会社以外の者から提供を受けた消耗品を使用したことに起因する契約物件の故障については、会社は一切の責任を負わないものとする。

第9条(コピー用紙の提供)

- カウンター料金にコピー用紙の料金が含まれている場合、会社は、会社がお客様に限り提供したコピー用紙の総数及びカウンター数を勘案の上、コピー用紙をお客様に提供するものとする。但し、カウンター料金にコピー用紙の料金が含まれていない場合、お客様は会社が指定する方法に基づき自ら購入するものとする。
- お客様は、会社がお客様に提供したコピー用紙の総数をカウンター数で除した数以上である場合は、コピー用紙の提供を停止するものとする。但し、会社が別段認めた場合はこの限りではない。
- 会社がお客様に提供するコピー用紙の種類は、標準用紙(白)とし、用紙サイズはB5x4B4A304サイズに限るものとする。但し、契約物件がA3サイズに対応していない機種である場合、会社はお客様に対してA3サイズのコピー用紙を提供しないものとする。

第1 0条(コピー用紙提供の停止)

次の各号のいずれかに該当した場合、若しくは該当すると会社が判断した場合、会社は、お客様に対して何等の通知催告を要することなくコピー用紙の提供を停止することができるものとする。
①お客様が会社より提供されたコピー用紙を第三者に売却又は無償譲渡した

- お客様が会社より提供されたコピー用紙を、会社以外の者から導入した複写機、FAX、印刷機または契約物件以外の機器に流用したとき。
- お客様がコピー用紙の不正使用の疑いがあるとき。
- お客様が会社以外の者より契約物件に代わる物件を導入する事由により契約物件の使用を中止したとき。
- お客様が使用したコピー用紙が、その他の会社に対する支払を遅延したとき。
- お客様と会社との間で締結された契約に基づき、会社が本サービスの提供を停止したとき。
- 本サービス契約が解約又は解除されたとき。
- その他、会社が必要と認めたとき。

第1 1条(コピー用紙の提供にかかる損害賠償)

前条各号のいずれかに該当し、会社に損害が発生した場合、お客様は会社の被った損害を賠償するものとする。

第1 2条(感光ドラム等の取扱)

- 感光ドラム及びデュプレックス(以下「感光ドラム等」といふ)の所有権は、会社又は会社を委託する委託先に帰属し、会社はお客様に感光ドラム等を貸与するものとする。
- お客様は、感光ドラム等を善良なる管理者の注意を以て管理、使用し、契約物件以外への複製又は複製機に転用してはならないものとする。
- お客様が前項と違反して感光ドラム等を損傷、転用又は紛失した場合、お客様は会社に対して損害を賠償するものとする。
- ①契約物件の修理又は交換に必要と認められた場合、本サービス契約が解約又は締結された場合、又はお客様が契約物件の廃棄(取り外し・売却等)を希望する場合、お客様は会社に対し、事前に書面にて通知し、直ちに感光ドラム等を返還するものとする。

第1 3条(感光ドラム等の使用料)

感光ドラムの使用料は、カウンター料金に含まれるものとする。また、感光ドラム等のメンテナンス部品代、会社の出張費及び技術費等も同様とする。

第1 4条(保守サービス)

- 保守サービスとは、お客様に対して契約物件の保守に関する以下のサービス(以下「保守サービス」といふ)を提供するものとする。
 - ①契約物件の修理に関する契約物件の取扱いに関する適切な指導。
 - ②契約物件の点検、修理、清掃、必要に応じた部品の交換(但し、お客様の要請に基づき、会社が認めた場合に限る)。
- お客様は、契約物件の取扱責任者を定め、会社とその者の氏名、連絡先を通知するものとする。また、取扱責任者があることが判明した場合も同様とする。
- 本条第1項の点検又は修理時に契約物件の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は、会社が本サービスを委託する委託先に帰属するものとする。
- 会社は、契約確認書又は契約物件一覧表に記載の設置場所(以下「設置場所」といふ)に保守サービスを提供するものとする。なお、お客様が契約物件を設置場所以外に保守する場合は、事前に会社に連絡の上、この場合、会社又は会社の指定するサービス技術者立ち合いのもと、お客様が自らの費用負担で行うものとする。
- 保守サービスは、会社の就業時間内に限り行われるものとする。

第1 5条(保守サービス料金)

- 保守サービスの料金は、カウンター料金に含まれるものとする。
- お客様は、当社に対して、カウンター料金とは別途当社が定める各種料金を支払ふことと、前条に定める保守サービス以外のサービス(保守サービスの対象が契約物件以外の場合、前項に保守サービスの内容が前条第1項の定めに対応しない場合も含みます。)を受けることができるものとする。

第1 6条(別約款通知)

- 会社は、前条に関わらず、以下の事由に起因する契約物件の故障の修理については、別途料金を請求できるものとし、お客様は修理すべき事由により契約物件の故障、滅失が大きい場合は、保守サービスの提供を中止できるものとする。
- ①お客様の不注意若しくは誤用、又は不十分な電源若しくは特殊な環境下での使用等、お客様の責に帰すべき事由に起因して生じた故障。
- ②天災地変その他これに類する災害による故障。
- ③会社以外の者又は会社が指定する第三者以外の者による改造、分解又は修理等に起因して生じた故障。
- ④お客様が会社以外の者から提供を受けた消耗品及びコピー用紙等を使用したことと起因して生じた故障。
- ⑤お客様が会社に無断で契約物件を移設したことに起因して生じた故障。
- ⑥お客様の要請に基づき、会社が契約物件を移設又は変更する場合、会社はこれに要した費用の費用相当額を別途お客様に請求することができるものとする。
- 契約物件が故障及びこれに準ずる過損損に設置されている場合、会社は会社に修理し直すか賠償金をお客様に請求することができるものとする。
- 第14条第5項に開くわらず、お客様のやむを得ない事情により会社が前条の規定に保守サービスを実施した場合、会社は会社所定の別途料金をお客様に請求することができるものとする。

第1 7条(保守サービスの停止)

- 次の各号のいずれかに該当した場合、会社は、お客様に対して何等の通知催告を行うことなく保守サービスの提供を停止することができるものとする。
 - お客様が、会社以外の者より契約物件に代わる物件を導入する等により契約物件の使用を中止したとき。
 - お客様が会社から提供を受けた消耗品以外を使用したとき。
 - お客様が、カウンター料金若しくはその他の会社に対する支払を遅延したとき。
 - その他、会社が必要と認めたとき。

第1 8条(支払い)

- お客様は会社の請求に基づき、カウンター料金を会社が指定する日までに支払ふものとする。高、振込手数料は、お客様の負担とする。
- お客様が会社の委託金融機関の預金口座振替による支払を選択した場合は、会社が指定する日(該日当日金融機関の休業日である場合は、直後の営業日)までに、支払を完了するものとする。
- お客様がクレジットカードによる支払を選択した場合、クレジットカード会社が指定する日を支払ふものとする。
- お客様は、カウンター料金の支払において、消費税等相当額を加えて会社に支払ふものとする。
- 前4項のお客様の支払義務が完全に履行されるまで、消耗品の所有権は、会社がお客様に保有するものとする。
- 会社は、お客様に対して30日前までに書面によって通知することにより、カウンター料金を改定することができるものとする。
- 正当な事由に基づき、会社がお客様に対し謝金を行った場合、お客様は、会社が訪問費のために要した交通費等一切の金額を支払ふものとする。但、お客様は会社より本サービスの一部又は全部が停止された場合においても、当該停止期間において発生したカウンター料金を支払ふものとする。

第1 9条(カウンター料金の支払方法の変更)

- お客様が、カウンター料金の支払方法を変更を希望する場合、以下の手續に準ずるものとする。
 - お客様は、変更希望日の3ヶ月前までにその旨を会社に書面より通知するものとする。

第2 0条(お客様及び会社は、変更希望日まで別途支払方法の変更に関する契約を締結するものとする。)

- お客様は前項の契約締結後、会社に対して変更手数料を滞なく支払ふものとする。
- 前項による変更は、会社がその可否について判断した上で行うものとする。

第2 1条(第三者委任)

会社は、本サービスの提供および請求業務を第三者に委託することができるものとする。

第2 1条(遅延損害金)

会社は、お客様が本サービス契約に基づく債務の支払を遅延したときは、お客様に対し、支払期日の翌日から完済するまで、1年365日とする年率14.6％の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。

第2 2条(反社会的勢力との取引排除)

- お客様は、以下の各号について表明および保証し、かつ将来に亘ってもこれを撤回し、変更をなすものとする。
 - ①お客様またはお客様の役員、重要な地位の使用人その他これらに準ずる地位にある者(顧問その他肩書に関わらない)もしくはお客様の経営に実質的な影響力を有する株主(以下、これらを総称して「お客様の役員等」といふ)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等組織ゴロウ系又は特殊な能力者集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を主な手段とする不正な要求を行う、暴力団員に加入し、脅迫的な言動又は暴力を用いた行為及び前号と同様の行為を行つたとき。
 - ②お客様またはお客様の役員等が、反社会的勢力に社会的に非難されるべき関係を有していたとき。
 - ③お客様またはお客様の役員等が、反社会的勢力を利用してないこと。
 - ④お客様またはお客様の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または資金の供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと。
 - ⑤お客様自らまたは第三者を利用して、会社または会社の役員、株主、親会社、子会社、関係会社、顧客、取引先との間関係(以下、これらを総称して「会社に関連先」といふ)に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第9条各号)に定める暴力の要求を行う、会社又は第三者に対する法的な責任を負担する行為を行つたとき、又は暴力団員に加入し、脅迫的な言動又は暴力を用いた行為を行つたとき。

2. お客様は、前項において、またはそのおそれがあることが判明した場合には、直ちにその旨を会社に通知するものとする。

第2 3条(期間の利益の喪失)

- お客様が前条各号のいずれかに該当した場合、当然に期間の利益を喪失し、会社および本規約に付随する規約の内容を変更することができるものとする。
 - ①差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は強制公課滞りによる処分を受けたとき。
 - ②会社生手開始の開始、民事再生、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら民事再生の開始、民事再生手続の開始若しくは破産の申立てられたとき。
 - ③破産宣告を受けたとき。
 - ④支払停止、若しくは支払不能に陥つたとき、又は手形・小切手の不渡りにより金銭債権の全部引切り停止処分を受けたとき。
 - ⑤被破産人、被保証人又は被破産人の宣告を受けたとき。
 - ⑥倒産、信用、連立や等に重大な変更を受けた会社が認められたとき。
 - ⑦前条と違反したとき。
 - ⑧その他本規約、又はこれに付随して締結する契約の各条項に違反したとき。

第2 4条(解除)

- お客様が前条各号のいずれかに該当した場合、会社は何等の通知催告を行うことなく本サービス契約を解除することができるものとする。
- 前項の通知に伴い、会社はお客様に対し、何ら損害賠償及び損失補償の義務を負わないものとする。

第2 5条(不可抗力)

天災地変、暴動、ストライキ、輸送機関の事故その他の不可抗力により、本約款に基づいてお客様の一部若しくは全部につき履行不能が生じた場合、会社はその責を負わないものとする。

第2 6条(権利義務譲渡の禁止)

お客様は、本約款に基づいての権利義務を第三者の書面による事前の承諾なくしては、本約款に譲渡することはできないものとする。

第2 7条(譲渡・解約等の通知)

- お客様は、会社以外の者より契約物件に代わる物件を導入又は契約物件を他人に譲渡する等により契約物件の使用を停止する場合は、使用停止日の1ヶ月前までに、会社へ報告する旨を負担するものとする。
- お客様は、前項の使用停止日まで未払いのカウンター料金があつた場合、第18条に開くわらず、会社に対して直ちに支払う義務を負ふものとする。

第2 8条(利用目的)

お客様は、自らの事業において継続的に利用するために本サービス契約を締結していることを確認する。

第2 9条(債権譲渡)

お客様が本約款に基づき会社に対して負う債務を弁済期が到来しているにも関わらず会社に支払わない場合、会社はお客様に対して有する債権を第三者に譲渡することができるものとす。

第3 0条(契約費用)

お客様は、印紙税、その他本約款に基づく契約締結に要する費用を折半して負担するものとする。

第3 1条(合意管辖)

本サービス契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専断合意管轄裁判所とするものとする。

第3 2条(信義誠実の原則)

本約款に規定な事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合は、信義誠実を旨とし両者協議の上解決するものとする。

FAX番号入り代行サービスに関する契約約款

第1条(定義)

- 契約書兼契約内容確認書(以下「契約確認書」といふ)に記載のお客様を「お客様」とす。
- 契約確認書に記載の販売店を「会社」とす。
- 契約確認書に記載の契約物件を「契約物件」とす。
- 契約確認書の「撤去品及びその依頼内容欄」欄、若しくは旧約款一覧表に記載された物件を「旧物件」とす。
- 旧物件に登録されているFAX番号データを、会社がお客様に代わって契約物件に入力を行うFAX番号入り代行サービスを「本サービス」とす。

第2条(料金)

本サービスの料金は、入力件あたりに金105円(税込)とするものとする。

第3条(確認事項)

- お客様は、会社が本サービスを行う前に、会社が入力するFAX番号が旧物件に登録されている正確な番号であることを確認するものとする。なお、お客様が確認を行わなかった場合、FAX番号は正確な番号であるものとみなすものとする。
 2. お客様が会社が本サービスを完了した後、直ちに、FAX番号が正確に入力されているか確認するものとする。
 3. お客様が、前項の確認を行わなかった場合、FAX番号が正確に入力されたものとみなすものとする。

第4条(免責)

お客様が前条の確認を行わなかった場合、本サービスに基づく損害賠償を会社に対して一切請求することができないものとする。

第5条(合意管轄)

第6条(譲渡・解約等の通知)

第7条(利用目的)

第8条(定義)

- 契約書兼契約内容確認書(以下「契約確認書」といふ)に記載のお客様を「お客様」とす。
- 契約確認書に記載の販売店を「会社」とす。
- 契約確認書に記載の契約物件を「契約物件」とす。
- 契約確認書の「撤去品及びその依頼内容欄」欄、若しくは旧約款一覧表に記載された物件を「旧物件」とす。
- 旧物件に登録されているFAX番号データを、会社がお客様に代わって契約物件に入力を行うFAX番号入り代行サービスを「本サービス」とす。

第2章【総則】

第1条(定義)

- 契約書兼契約内容確認書(以下「契約確認書」といふ)に記載のお客様を「お客様」とす。
- 契約確認書に記載の販売店を「会社」とす。
- 契約確認書に記載の契約物件を「契約物件」とす。
- 契約確認書の「撤去品及びその依頼内容欄」欄、若しくは旧約款一覧表に記載された物件を「旧物件」とす。
- 旧物件に登録されているFAX番号データを、会社がお客様に代わって契約物件に入力を行うFAX番号入り代行サービスを「本サービス」とす。

第2条(信義誠実の原則)

お客様は、旧物件がお客様に使用されているものであることを確認する。
1. 会社は、旧物件の撤去等又は残債債務の処理等を行い、旧契約におけるサービス・クレジット会社又は販売店等より旧物件の返還等を行うらるる場合に要請したときは、お客様の責任と負担においてこれを解決するものとする。

2. お客様は、本約款に基づき会社に通知するものとする。

第3条(規約の変更)

1. お客様は、本規約と認めるときは、30日以前に乙へ予告することにより、本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができるものとする。ただし以下各号の事由に該当する場合、甲は乙へ予告なく本 規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。

- (1) 内容の変更が極めて軽微なとき。
- (2) 法令等により内容の変更を要する必要がある場合であつて、遅やうに変更をおこなう必要があると認められたとき。
- (3) サイバーセキュリティを確保するため又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為もしくは他の秩序よくは善良な風俗に反すること明らかに及ぶに於て対応するため変更をおこなう必要があると認められたとき。
4. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、予告期間経過後、乙へ乙へ新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

3. 本規約は、弊社自身のWEBページに掲載されています。お客様は、本規約が、契約内容であることを承認するものとす。規約の内容は、本規約のバージョンにしたがって変更する場合があります。弊所ホームページ(www.appdate-hd.co.jp)で確認をお願いします。

第4条

旧約款が本サービスの料金等の支払期日を経過しても未払いな場合、利用者等は、遅延期間につき、年14.6%の割合(以下「割増率」といふ)を延滞損害金として当社に支払ふものとする。延滞損害金は、当社が指定する方法で支払ふものとし、振込手数料は利用者の負担とす。

第2章【旧物件の処分】

1. お客様は、旧物件の処分は、2にります。
※お支払が遅れた場合又は当社指定のカードによるお支払が出来なくなった場合、本メンテナンスサービスを停止せしめらう事があります。※お支払いは遅延せず、年率14.6%の割合により、割増計算した金額を遅延利息として申渡されます。

※カウンター機における両面コピーの場合は表面で1カウント裏面で1カウントの合計2カウントになります。

※コピー用紙の供給についてはカウンター料金又はコピーカートリッジを含む契約料金に関り、本契約物件で使用した方はカウンター料金又ははします。カウンター機の場合カートリッジカウンター100%を限度に、キート機の場合はカートリッジを弊社から購入し、メーカー原箱の標準価格に対して100%を限度に供給可能です。

第6条(解約手続)

会社は、お客様の委任状に基づき、お客様が締結している旧契約の解約手続を行います。

第7条(所有権帰属)

1. 旧物件が旧契約の定めによりお客様の所有に属する場合、旧物件の所有権は、契約物件の旧契約が完了した時点で、会社に移転するものとする。但し、お客様が旧物件に対して旧物件の撤去を依頼しないときは、この限りではないものとする。

2. お客様が旧物件の定めによりお客様の所有に属さない場合、会社は、お客様に代わって旧物件を所有権者に返還するものとする。この場合において、旧物件の所有権者の承諾を得たときは、旧物件の所有権は会社に移転するものとする。

第8条(撤去・廃棄)

1. 旧物件の撤去は、前条により旧物件の所有権が会社に移転した場合に行うものとする。

2. 前項の場合、会社は旧物件について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に基づき廃棄の責務を負担するものとする。

第9条(適用範囲)

本条の規定は、お客様の依頼により、会社がお客様に代わって残債債務を処理する場合に適用されるものとする。

第1 0条(処分方法の委任)

お客様は、残債債務の処理方法について会社に一任するものとする。

第1 1条(残債債務処理の費用負担)

お客様は、残債債務の処理に必要な費用を負担するものとする。

第1 2条(残債債務処理後の残支払義務)

お客様が残債債務の処理完了した後、お客様が旧契約に基づき何らかの債務をさらに負担していることが判明したときは、お客様が全額これを負担するものとする。

第1 3条(適用範囲)

本条の規定は、お客様の依頼により、会社が旧物件を移設する場合に適用されるものとする。

第1 4条(移設)

会社は、お客様の依頼により、旧物件を手依頼箇所若しくは旧約款一覧表に記載の場所に移設するものとする。この場合において、お客様は、自己の責任をもって旧契約におけるリース会社、クレジット会社又は販売店等に対して連絡するものとする。

第1 5条(移動設置時の責任負担)

旧物件の移設の際に、会社の故意又は過失に基づかない障害及び破損が発生した場合、会社はお客様に対して一切の責任を負わないものとする。

第1 6条(保証)

クレジットカード支払限約

1. 契約書兼契約内容確認書に記載のお客様(以下「お客様」といふ)は、メンテナンス料金表に記載したクレジットカードを利用して、コピー・ネットサービスシステム契約又はカウンターサービスシステム契約に基づく利用料金等(以下「利用料金」といふ)の支払いを決済する場合、当該クレジットカードの発行会社が定めるクレジットカード会員規約に従い支払ふものとする。なお、お客様は1回払いとします。

2. お客様が利用料金のクレジットカード決済の解約の申出をしない限り、お客様は毎月の利用料金について毎回継続して前項と同様に支払ふものとする。

3. お客様がクレジットカードの会員資格を喪失した場合もお客様は、もちろん利用料金の支払いなどについてはクレジットカードの発行会社の責任を負う。一方的に利用料金のクレジットカード決済の手続きを解除されても一切の異議を申し立てないものとす。

4. お客様は、前項の理由により利用料金のクレジットカード決済ができなくなった場合、利用料金のクレジットカード決済の可否を連絡のため、クレジットカードの発行会社がクレジットカード決済を利用していたサービスの提供会社にその旨を通知されることを承諾す。

＜注意事項＞

・クレジットカード決済の取組開始はお申込をいたした1-2ヶ月後になります。手続完了までは窓口での支払、代替のお支払方法となりますのでご了承ください。

・クレジットカードを申込した場合、企業審査の結果によってはカード支払申込みをお受けできない場合がございます。

遺約金契約約款

1. 甲は、必要と認めるときは、30日以前に乙へ予告することにより、本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができるものとする。ただし以下各号の事由に該当する場合、甲は乙へ予告なく本 規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。

- (1) 内容の変更が極めて軽微なとき。
- (2) 法令等により内容の変更を要する必要がある場合であつて、遅やうに変更をおこなう必要があると認められたとき。
- (3) サイバーセキュリティを確保するため又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為もしくは他の秩序よくは善良な風俗に反すること明らかに及ぶに於て対応するため変更をおこなう必要があると認められたとき。

2. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、予告期間経過後、乙へ乙へ新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

3. 本規約は、弊社自身のWEBページに掲載されています。お客様は、本規約が、契約内容であることを承認するものとす。規約の内容は、本規約のバージョンにしたがって変更する場合があります。弊所ホームページ(www.appdate-hd.co.jp)で確認をお願いします。

＜同意内容＞

契約物件の納入設置前にお客様が本契約を撤回する場合には、お客様は当該販売店に対し、5万円(営業活動費用、事務手数料の相当額)を支払ふものとする。リース契約等の開始前であり、且つ契約物件の納入設置後、本契約を撤回する場合には、お客様は本契約に付随する「印行設備設置費用、技術手数料、工事代金(契約物件設置工事代金及び撤去工事費用)の相当額)及び契約物件の損失費用を支払ふものとする。

【メンテナンス料金に関して】

別途指定まで預け置き書面記載のメンテナンス料金・消耗品等の代金は毎月月末に締結し、その支払方法は「期日による割増」となります。

1. 当社指定カードによるカード会社の指定日3日
2. 口座振替による翌26日・28又は翌々3日(指定金融機関により異なります)

3. 振込による翌月末日